

# 平成23年第2回教育委員会記録

平成23年1月26日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日時 平成23年1月26日(水) 午後2時00分～午後2時20分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 宮坂公夫 委員 田中奈那子  
職務代理者 委員 對馬初音 教育長 井出隆安

欠席委員 委員長 大藏 碓之助

出席説明員 事務局次長 吉田順之 教育部 教育改革担当長 渡辺 均  
庶務課長 北風 進 教課 育人事企画長 佐藤 浩  
教育改革推進課 岡本勝実 教育委員会事務局 事務主事 白石高士  
学校適正配置課長 齊藤俊朗 学務課長 日暮修通  
社会教育課長 植田敏郎 済美教育一長 玉山雅夫  
済美教育一長 坂田篤 済美教育一長 田中 稔  
副所長 特命事項担当主事 正田智枝子  
(子供園担当課長)

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 島崎和也

傍聴者数 2名

### 会議に付した事件

(議案)

議案第1号 平成23年3月に支給する学校教育職員の期末手当の特例措置に関する規則

**(報告事項)**

- (1) 区立中学校の教員による服務事故について
- (2) 平成23年度杉並区学校教育職員採用候補者選考の結果について
- (3) 平成22年度学校支援本部新規設置校への財政支援について
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第 1 号 平成23年 3 月に支給する学校教育職員の期末手当の特例  
措置に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 報告事項

- (1) 区立中学校の教員による服務事故について・・・・・・・・・・ 6
- (2) 平成23年度杉並区学校教育職員採用候補者選考の結果について・・・・ 6
- (3) 平成22年度学校支援本部新規設置校への財政支援について・・・・ 8
- (4) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・ 9

**委員長職務代理** ただいまから、平成23年第2回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、大藏教育委員長は、ご都合により欠席のため、委員長職務代理者の私が委員会の議事進行をさせていただきます。

また、委員長は欠席ではございますが、定足数には達しておりますので、この委員会は成立しております。

なお、本日の議事録の署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が1件、報告事項が4件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第1号「平成23年3月に支給する学校教育職員の期末手当の特例措置に関する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいま上程されました議案第1号につきまして、ご説明を申し上げます。

学校教育職員の給与につきましては、公民較差を是正するため、本年1月から給料月額を引き下げたところでございますが、本規則は、平成22年4月から12月までの間に支給された例月給与並びに6月及び12月に支給された期末・勤勉手当に対する公民較差相当分を、情勢適応の原則に則りまして、本年3月に支給されます期末手当から減額調整することにより、年間給与の実質的な均衡を図る特例措置の実施に関して、必要な事項を定めたものでございます。

それでは、議案をご覧ください。

第1条は、本規則を制定する趣旨について規定をしております。

第2条は、6月または12月の期末・勤勉手当を減額調整の対象にしない職員について、定めてございます。

減額調整しない職員は、各手当の支給の基準日から本年3月の期末手当の基準日まで、引き続き在職した職員以外の職員とし、杉並区の職員から、人事交流等によって、他の特別区と裏面の各号に掲げます他区の職員になり、その後また杉並区の職員になった者については、引き続き在職した職員として減額調整の対象にすることとしてございます。

裏面にまいりまして、例月の給与等の減額調整は、平成22年4月1日に受けるべき給料等を基準に減額する額を算定してございますが、第3条は、4月2日以降に新たに職員になった者についての特例について、規定をしております。

第1項では、人事交流等があっても、引き続き在職した職員となる者は、人事交流等によって新たに杉並区の職員になった日ではなく、4月1日に杉並区の職員であった者とするとしてございます。

次のページの第2項では、新たに職員となった日が2つ以上あるときは、人事交流等によって新たに職員になった場合を除き、最後に再び職員となった日に受けるべき給料等を基準に、調整額を算定することとしてございます。

第4条は、在職しなかった期間等がある職員につきまして、その間、杉並区から給与が支給されていないことから、減額調整しない例月の給料等の月数について規定してございます。

まず第1項では、例月の給料等を減額調整しない期間につきまして規定してございまして、各号において、「職員として在職していなかった期間」、裏面になりますが、「休職期間等」、「停職期間」、「部分休業期間等」、次の5ページになり、「欠勤のため給与を減額された期間」としてございます。

なお、「職員として在職しなかった期間」として例月の給料等を減額調整しない期間からは、人事交流等により、一度他区の職員となり、再度杉並区の職員になった場合の他区の職員になる前の期間、他区の職員であった者が途中で杉並区の職員になった場合の他区の職員であった期間は除くこととし、その間も減額調整の対象とします。

次に5ページになりますが、第2項では、第1項各号に掲げます減額調整しない期間における減額調整しない月数について規定をしてございます。

第1号では、「職員として在職しなかった期間」、「休職期間等」、「部分休業期間等」については、その間の月数分は減額調整しないこととしてございます。

第2号では、「停職期間」、「欠勤のため給与を減額された期間」につきまして、その期間中の各月において支給された額が、公民較差相当分に満たない月につきましては、減額調整しないこととしてございます。

第5条は、端数計算について規定し、第6条は、この規則に定めるものの他、必要な事項は教育長が定めることとしてございます。

最後に施行期日でございますが、平成23年2月1日から施行することとしてございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長職務代理** ただいま上程されました議案のご説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(「特にございません」の声)

**委員長職務代理** 特にないですか。

私が知っていること、これは単純なことなんですけれども、結局、休職期間はいついつということ、この比例配分でやるということですよ。減額する額というものは、休職した日、しない時、こういう場合はどうこうと、いろいろ今説明がありましたけれども、単純に言えば、比例

配分で計算するというふうを考えてよろしいですか。

**庶務課長** 比例配分というか、休職している月については、その月はもう減額をしないというふうにしています。

**委員長職務代理** 休職している月はですね。

**庶務課長** はい。

**委員長職務代理** わかりました。他によろしいですか。

(「はい」の声)

**委員長職務代理** それでは、議案第1号は原案のとおり可決したいと思います。異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声)

**委員長職務代理** 異議はございませんようですので、議案第1号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第2、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「区立中学校の教員による服務事故について」、「平成23年度杉並区学校教育職員採用候補者の選考の結果について」の説明を教育人事課長からお願いいたします。

**教育人事企画課長** 私からは、杉並区立中学校の教員による服務事故について報告させていただきます。

資料をご覧ください。

本区立和田中学校の56歳の男性教諭が、平成23年1月20日付で東京都教育委員会より6カ月停職の懲戒処分を受けました。

事故の概要についてでございますが、平成21年、一昨年になりますが、12月26日、そして昨年の1月11日及び1月24日、勤務校におきまして、同校女子生徒に対して補習を行った際に、同生徒の体に触れるという行為を行ったというものでございます。

学校の対応についてでございますが、平成23年1月24日、全校朝会において、生徒に対し報告するとともに、同日午後7時から臨時保護者会を開催し、事実説明、今後の学校の対応等について説明したところでございます。

以上でございます。

続きまして、平成23年度杉並区学校教育職員採用候補者選考の結果について、ご報告申し上げます。

資料をご覧ください。

この資料のとおり、杉並師範館第5期生の26名を対象といたしまして、平成22年12月18日に論文選考、そして12月25日、26日に面接選考を実施いたしました。選考当日は欠席者はなく、全員、

26名が受験いたしました。

平成23年1月13日に合否判定会議を行い、論文選考、面接選考の結果とともに、杉並師範館における成績評定、特別教育実習の評価結果を踏まえて総合的に評価した結果、全26名を合格と判定いたしました。

今後の予定でございますが、平成23年3月に採用について教育委員会に付議し、4月1日に採用・配置してまいります。

なお、配置の方針についてでございますが、区費教員を活用して学校経営課題に積極的に取り組む方針を計画している学校、そして30人程度学級を実施するために区費教員の配置を必要とする学校に配置することといたします。

私からは以上でございます。

**委員長職務代理** ただいまのご説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

なお、ご質問、ご意見を申される場合は、2つ、今、議題が上がっておりますので、区立中学校の教員の服務事故、それともう一つは学校教職員の採用候補者選考、このどちらかを指定してご意見をおっしゃっていただきたいと思っております。

**田中委員** それでは、和田中の服務事故についてお伺いしますけれども、現在の学習状況、生徒たちは支障なく行われているという状況なんですね。

**教育人事企画課長** はい。校長からの報告によりますと、この件の報告を受けて心身に不調を訴えるという生徒は、今のところは出ていないというところでございます。ただ、今後とも注意深く見守っていくというようなことです。

**田中委員** はい。じゃ、よろしく申し上げます。

**對馬委員** 今と同じ件につきましても、校内体制を、やっぱり今までどおり、安心・安全な学校ということで進めていただきたいと思っております。

それと、この師範館の方ですが、4月に師範館5期生として入学した方も26名だったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。途中で抜けた方はいらっしまったのでしょうか。

**教育人事企画課長** はい、途中で1名退職しております。

**對馬委員** そうですか、はい、わかりました。

**委員長職務代理** 今の件です。教職員の採用なんですけれども、師範館は、これ26名となっておりますが、これはじゃあ、27名が当初いたということですね。

**教育人事企画課長** はい。

**委員長職務代理** わかりました。ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

(「はい」の声)

**委員長職務代理** それでは、この件については了承いたしました。

続きまして、平成22年度学校支援本部新規設置校への財政支援についての説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

**教育改革推進課長** 杉並区では、地域との協働を図る一環として、学校支援本部を設置しております。ビジョン推進計画では平成22年度全校設置となっておりますが、この度、資料のとおり、杉並第十小学校をもちまして、66校、小中学校すべてに学校支援本部が設置されたのでご報告いたします。

まず、今回の募集状況ですが、杉並第十小学校から12月の末に申請がございまして、教育改革推進課内で選定委員会を設けて、杉並第十小学校の校長、並びに学校支援本部の本部長予定者、また、その他の予定者を対象といたしまして審査を行いました。

審査の視点ですが、設置の目的や活動目標、組織体制等となっております。

選定の方法といたしましては、書類審査及びヒアリング審査となっております。このヒアリング審査では、主に学校の内部の教員への意識がどのように高まっているか。また、校長から教員に学校支援本部の役割や地域との協働について、どのように話がなされ、どのように理解をされているか。また、地域の方には、これまでどういった活動をなされていて、今後、どういったふうに学校をしていきたいか、主に中心的に取り組んでいくと考えている活動にはどんなものがあるかなどについて、ヒアリングを行いました。その結果、学校支援本部として財政支援を行うに足ると考えましたので、このたび財政支援を決定したものでございます。

最後にその他でございますが、この学校支援本部につきましては、区からの財政支援のほか、国の学校支援地域本部事業を活用した、地域コーディネーターへの人件費等の支出がございます。

なお、繰り返しになりますが、この杉並第十小学校の学校支援本部の設立をもちまして、区内小中学校全校設置となり、杉並区教育ビジョン推進計画の目標値を達成したことをご報告いたします。

私からは以上です。

**委員長職務代理** ただいまのご説明にご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。

**田中委員** すみません、財政支援の件でお聞きしてよろしいでしょうか。国からの、これは22年度分の消化分として支出という形で……

**教育改革推進課長** この地域コーディネーターですか。

**田中委員** はい。

**教育人事企画課長** 地域コーディネーターにつきましては、平成20年度から22年度までというふう

になってございますので、今回が最終年度、そういうことになります。

**田中委員** はい。3月までに……

**教育改革推進課長** これは、杉並第十小学校も含めまして、1校当たり約50万円という地域コーディネーターの人件費が求められております。ただ、杉十小はこの時期の設置となりますので、予定では満額までは達しないだろうということです。

**田中委員** ああ、そういうことですね。はい、わかりました。

**委員長職務代理** 他によろしいですか。

じゃ、1つ私がお伺いします。結果的に、もうこれで全部なんですけど、杉並第十小学校が最後になりましたけれども、この1校が遅れたというか最後になったのは、何か理由でもあったんでしょうか。

**教育改革推進課長** これは、もともと年度別の計画になっておりまして、校長自身も、通常6月に募集をして8月頃に審査を行っているんですが、校長の考えで、もう少し時間をかけようということで、もともとこの時期の設置を予定していたということです。

**委員長職務代理** わかりました。

よろしいですか。

(「はい」の声)

**委員長職務代理** 了解いたしました。

それでは最後に、杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についての説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 平成22年12月申請分につきまして、ご報告申し上げます。

12月の申請件数が合計22件でございます。内訳といたしましては、定例が18件、新規が4件でございます。また、共催が6件、後援が16件でございます。

資料の方、2ページの方をご覧ください。新規の分につきまして、ご説明、ご報告申し上げます。

2ページの1番目、新規、共催、「己育てーしょん」、事業が、「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムのプチ体験を通して、子育ての悩みを懇談して、親の子育ての技術を上げる」という事業でございます。

2点目、新規、共催、「井荻小・学校支援本部 いおぎ丸」によります「子どもの本のつどい in いおぎ」でございます。読み聞かせの学習会でございます。

次、3ページでございます。庶務課の扱い分でございます。

1番目、新規、後援、「特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン」によります

「杉並区民の手でネパールに学校を！」キャンペーンでございます。

最後のページになります。6ページをご覧ください。中央図書館の申請受付分でございます。

1番、新規、後援、「杉並子どもミュージカル」、ビデオの上映会「夜空の虹」ということでございます。

私からは以上でございます。

**委員長職務代理** 何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**對馬委員** ちょっと伺ってもいいですか。

**委員長職務代理** どうぞ。

**對馬委員** すみません、重箱の隅をつつくようなことかもしれないんですが、5ページ目の定例、後援、団体名が「杉並区小学校PTA連合協議会会長会OB会会長」となっているんですけども、団体名って、この会長さん個人ということになるような表記に見えるのですが。これは会ではないんでしょうか。会長会OB会ですよね、きっとね、そうですね。はい、わかりました。了解です。すみません、ちょっと気になっただけです。

**社会教育スポーツ課長** 「会長会OB会」、「会長」の方を削除をお願いいたします。

**對馬委員** はい、わかりました。

**委員長職務代理** 他によろしいですか。

(「結構です」の声)

**委員長職務代理** それでは、以上で報告事項の聴取を終わります。

これで予定されておりました日程は、全て終了いたしました。

庶務課長、何かございますか。

**庶務課長** 次回の定例会の日程についてでございます。

今回は、2月9日水曜日でございますけれども、教育委員会会議規則におきましては、2時から開催というふうになってございますけれども、事務局側の都合により、委員長と協議をいたしまして、午前10時からの開催とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**委員長** ありがとうございました。

それでは、本日の会議を閉会いたします。